

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……一

### 告 示 (海区漁調)

○東京海区における釣漁法の制限……………二  
○東京海区における浮きはえ縄漁業の制限……………二

### 公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………三  
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………三  
○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六

### 告 示

●東京都告示第千八百五十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十八年十一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 平成二十八年十二月十二日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 有限会社トリアホーム

(二) 代表者氏名 取締役 梅木 邦晴

(三) 主たる事務所の所在地 新宿区西新宿七丁目一番七号

(四) 免許証番号 東京都知事(7)第五八〇〇六号

(五) 免許年月日 平成二十六年一月十九日

一 日時 平成二十八年十二月十二日 午後三時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 サンランドシステム有限公司

(二) 代表者氏名 代表取締役 佐藤 吾一

(三) 主たる事務所の所在地 杉並区高井戸西一丁目三十三番二号

(四) 免許証番号 東京都知事(6)第六一七八三号

(五) 免許年月日 平成二十四年九月六日

一 日時 平成二十八年十二月十二日 午後四時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社R Jコーポレーション

(二) 代表者氏名 代表取締役 阿部 雅之

(三) 主たる事務所の所在地 渋谷区渋谷一丁目十番三号

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第八二九〇五号

(五) 免許年月日 平成二十六年三月十二日

一 日時 平成二十八年十二月十四日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社トワテック

(二) 代表者氏名 代表取締役 村松 真二

(三) 主たる事務所の所在地 新宿区西早稲田三丁目一番七号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九〇三九〇号

(五) 免許年月日 平成二十六年四月十日

一 日時 平成二十八年十二月十四日 午後三時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社ラクーラホーム

(二) 代表者氏名 代表取締役 宮田 裕二郎

(三) 主たる事務所の所在地 墨田区江東橋四丁目二十二番十号四階

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九五三一七号

(五) 免許年月日 平成二十五年五月十日

一 日時 平成二十八年十二月十四日 午後四時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 富士工業株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 徳武 庄一
- (三) 主たる事務 中央区新川一丁目二十一番五号  
所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九五八九九号
- (五) 免許年月日 平成二十五年十月十八日

一日時 平成二十八年十二月十五日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 J・V・I・r・e・i・v・e
- (二) 代表者氏名 石川 悟
- (三) 主たる事務 板橋区大和町二十番十四号 ペアパレ所の所在地 スパートI・二〇一号室
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六九〇六号
- (五) 免許年月日 平成二十六年八月八日

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、東京海区における釣漁法について、次のとおり制限する。

平成二十八年十一月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(釣漁法の禁止)

一 大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、

式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島

(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から千五百メートル以内の海域においては、いきえさ(餌虫類を除く。)を使用して、あかはた及びかさごを釣獲してはならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、平成二十八年十二月七日から平成二十九年十二月六日までとする。

●東京漁調指示第八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限る。)における浮きはえ縄漁業(以下「この漁業」という。)について、次のとおり指示する。

平成二十八年十一月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。  
(一) 平成二十九年一月一日から同年五月三十一日までの間の大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、

ひょうたん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬における操業

(二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業(承認操業)

二 総トン数五トン以上二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象船舶

ア これまで東京海区において、操業の実績を有する船舶であつて、委員会が漁業調整上支障がないと認められたもの

イ 委員会が特に認めた船舶

ウ 試験研究機関の船舶

(二) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は百二十一隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都 三十五隻

静岡県 十一隻

神奈川県 六隻

千葉県 五十七隻

その他の県 十二隻

(三) 操業方法等

ア 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようとする船舶から少なくとも一海里以上の間隔をとること。

イ 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げてはならない。

ウ 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。  
 エ 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならない。

オ 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十隻以内、その他の県の所属船にあつては五隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。

カ 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、(四)に定める操業旗章のほかに委員会が別に定める輪番旗を掲揚しなければならない。

キ 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局(一ワット二十七メガヘルツ)を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。

(四) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚  
 この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(五) 操業報告書の提出義務  
 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成二十九年六月三十日までに、委員会が別に定める操業報告書を提出しなければならない。

(六) 取扱要領  
 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。  
 (指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成二十九年一月一日から同年五月三十一日までとする。

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十八年八月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人アジア医療交流支援センター
- 三 代表者の氏名  
宋 正男
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都葛飾区亀有四丁目一番二十一号 八田ビル二〇三号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、アジア地域への渡航と、各国に在留する邦人、ならびに日本に滞在するアジアの外国人に対し、各人の健康、リスク管理を支援、促進するため、安心・

安全・信頼を柱とするシンポジウム、研究、啓発事業を行い、日本とアジア諸国との友好親善、相互理解の現出に寄与・貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年八月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人のぞみ会

三 代表者の氏名

太田見 純子

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区高田馬場一丁目三十三番十三号 千年ビル六〇七号

五 定款に記載された目的

この法人は、股関節症がかかえる諸問題を解決するために治療などの医療情報を股関節症患者及び一般市民に伝達し、併せて、QOL(生活の質)を高めるために精神的なサポート活動を行い、社会の中で円滑に行動できるように環境整備等に働きかけることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年八月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ASP・Saas・IOTクラウドコンソーシアム

三 代表者の氏名

河合 輝欣

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区西五反田七丁目三番一号 たつみビル二

F

五 定款に記載された目的

この法人は広く一般国民に対して、様々な分野でインターネットという標準化された世界ネットワークを通してASPの普及・推進に関する事業を行い、我が国の情報技術の革新に寄与することを目的とする。

ASPとはApplication Service

Provider(アプリケーション・サービス・プ

ロバイダ)の略称であり、ネットワークを含めた情報技術

を、誰もが、何処からでも、何時でも、どのような電

子機器でも利用できる環境を提供し、様々な事業、活動

の効率とスピードを高めることのできるコンピュータの

利用形態のことをいう。なお、SaaS, IOT及びク

ラウドはASPと同一の利用形態である。(以上原文の

まま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉開発機構

三 代表者の氏名

藤本 卓三

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区高円寺南三丁目四十八番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、主に介護保険法に基づく高齢者通所介護、

訪問介護及び居宅介護支援等の事業運営を通じ、高齢者

が尊厳を保ち、住み慣れた地域で安心して明るく充実し

た生活が続けられる福祉社会の実現に貢献することを目

的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ら・し・さ

三 代表者の氏名

若色 信悟

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋三丁目二番十四号 日本橋KNDビ

ル六階

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の市民・支援を必要とする市民に対して、葬儀・終末期医療に関する事業を行い、福祉の増進、誰もが暮らしやすく人間性豊かな地域社会づくり、日本古来の伝統文化の継承、新しい文化の創造に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アーバンスクエア

三 代表者の氏名

高田 誠治

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市南大谷七百五番地六の一〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を行い主に福祉サビ

スを必要とする障がい児、障がい者を対象として、心身

とともに健やかに成長し、働き、生活する場を提供する。

また、障がい児、障がい者が地域社会の中で生活できることを大切にし、障がい児、障がい者、また地域の家族

たちが望む社会的、文化的、その他の諸活動に参加する

機会の拡大と必要な援助の実現を目指すとともに、これらの活動を地域に知ってもらい、理解と協力を得られるよう普及活動を行うことにより、地域の障害児、障がい者の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人非線形CAE協会

三 代表者の氏名

寺田 賢二郎

四 主たる事務所の所在地

東京都調布市布田一丁目四十番地二 アクシス調布二

階

五 定款に記載された目的

この法人は、工業および工学分野におけるCAE技術者および研究者が、非線形CAEの基礎となる力学・数

<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>三 代表者の氏名 本間 郁子</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Uビジョン研究所</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年九月二日</p>	<p>学・解析手法・ソフトウェア等に関する技術・理論的枠組みを体系的に学ぶための場と情報交換の場を提供することにより、非線形CAEに関する技術および研究レベルを促進・発展させ、我が国における様々な生産活動に関わる技術者の社会教育の推進を図ることを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年九月二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人和装を世界遺産にするための全国会議</p> <p>三 代表者の氏名 吉田 重久</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区丸の内一丁目二番一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、和服文化をユネスコの無形文化遺産に登録し、もって和服文化を世界に広めることを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p>
<p>五 定款に記載された目的 この法人は、障害者のスポーツを統括し、日本を代表する唯一の団体として普及・振興及び競技力の向上を図り、以って障害者の社会参加を促進し、活力ある共生社会の創造及び世界平和の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂一丁目二番二号</p> <p>三 代表者の氏名 猪谷 千春</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年九月五日</p>	<p>東京都渋谷区渋谷一丁目三番十八号 ビラ・モデルナ A-1405</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、サービスの質の確保がなされた福祉施設等の認証、施設評価、優れた実践を行っている事業所を表彰するアワード事業等を行うことにより、市民が安心して福祉サービスを選択する情報を提供するとともに、福祉サービスに携わる従事者の教育・研修プログラム等の企画・実施を行い、また、調査・研究や出版事業を通じて、福祉サービスの質の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>五 定款に記載された目的 トタワーN館八階 税理士法人山田&amp;パートナーズ内</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区丸の内一丁目八番一号 丸の内トラス</p> <p>三 代表者の氏名 大武 健一郎</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ベトナム簿記普及推進協議会</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年九月五日</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年九月二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人手をつなご</p> <p>三 代表者の氏名 千葉 勝恵</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都練馬区石神井台五丁目九番六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、一般市民、特に地域住民を対象として、子育てのひろばや多様な保育や子育て家庭からの相談をはじめとした子育て支援、子ども家庭支援に関する講座の開催や子育て情報の提供等の社会教育、あらゆる世代の地域住民の交流促進に関する事業を通じて、地域の子育てを応援し、人と人とのつながりをつくり、育ちあい育てあい支えあう社会を拓けることで、子どもの幸せに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

この法人は、ベトナムをはじめ、ASEAN各国国民に対する、複式簿記の普及活動を通して、ASEAN各国の会計基盤の確立に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人病院経営支援機構

三 代表者の氏名

合谷 貴史

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区西五反田一丁目十一番一号 アイオス五

反田駅前八一

五 定款に記載された目的

この法人は、日本の医療現場で起きている問題及び課題に対して、情報提供に関する事業、支援に関する事業、及び実務支援に関する事業を行い、病院経営の改善を図り、広く公益に寄与し、医療の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハンディキャプゆづり葉

三 代表者の氏名

杉本 依子

四 主たる事務所の所在地

東京都多摩市愛宕四丁目七番地の十二 シャングリラ 211-01

五 定款に記載された目的

この法人は、ひとりでは外出困難な方および高齢者の自立・社会参加を容易にする事業ならびに災害発生時の救援事業をおこない、市民相互の連帯と責任に基づく福祉のまちづくりを推進することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアホームささえ

三 代表者の氏名

関根 みき子

四 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区松江四丁目一番一―二〇五号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業を行うことにより、地域住民と障害者の交流を通じ、福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第

一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日中民間友好交流振興協会

三 代表者の氏名

周防 恋子

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区根岸一丁目一番三十号 ツバセス鷺谷一〇七

五 定款に記載された目的

近隣国である日本と中国の友好関係はアジアの安定に寄与するのみならず、世界の平和に対しても重要な役割を果たします。この法人は、日中両国民間の力を集結し、日中両国の医療、福祉、経済、文化、芸術及び社会教育などの交流機会を作り、その交流を通じて両国の相互理解を深め、友好関係の構築と推進を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本の漆文化を守る会

<p>三 代表者の氏名 渡邊 克美</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目十五番十号 道玄坂一ハイ ツ二〇一号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、国産漆の重要性を啓発し、ウルシの木を植林し、また、ウルシの生育に適した環境づくりや漆生産作業の効率化をはかる等漆生産に携わる人たちのサポートを通し、国産漆の生産量を増やし、日本の漆文化の伝統を守ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年八月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ヴィンテージエイジングクラブ</p> <p>三 代表者の氏名 和田 裕美</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区麻布十番三丁目八番五号 アプローズアザ ブ二〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民、特にシニア世代、高齢者の方々に対して、知識、教養の向上を目的とした講演会、教室、イベント等の企画、開催及び運営に関する事業、各種映像、音声、書籍、番組、デジタルコンテンツ等の企画、制作及び提供に関する事業等を行い、社会教育の</p>	<p>三 代表者の氏名 藤野 雅嘉</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区高田馬場一丁目二十四番十六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日本国と東南アジア諸国との幅広い分野での交流を促進、深化させるため東南アジア諸国の言語の日本国内での普及促進を図り、各国言語の検定試験制度を設置し、同制度を運営することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年八月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ワンジョイント・クラインガルテン</p> <p>三 代表者の氏名 北原 良則、川渕 恵子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区豊島五丁目五番六一三一六号</p> <p>五 定款に記載された目的</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年八月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本東南アジア言語普及交流協会</p> <p>三 代表者の氏名 藤野 雅嘉</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区高田馬場一丁目二十四番十六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日本国と東南アジア諸国との幅広い分野での交流を促進、深化させるため東南アジア諸国の言語の日本国内での普及促進を図り、各国言語の検定試験制度を設置し、同制度を運営することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>この法人はドイツで生まれたクラインガルテン運動を基軸に自然環境との共生及び、いろいろな地域が日常的に、多文化的に、平和的に振興、共存できることを願って持続的な活動を積み重ねて、これらの環境を永続的に保護継承しながら自然との共生、世界と日常性を重視し国際的な交流と弱者保護、高齢化社会への貢献をもって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ  
リサイクルできます。